

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 6 年 12 月  
札幌市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
第 2 期札幌市山口斎場運営維持管理事業	契約締結日から令和 18 年 3 月末まで	山口斎場の運営、維持管理等	札幌市手稲区手稲山口 308 番地	令和 7 年 1 月上旬	札幌市保健福祉局ウエルネス推進部施設管理課 電話番号：011-211-3518